

民法改正論点の検討

～消滅時効制度その１～

平成 27 年 10 月 26 日

弁護士法人はくと総合法律事務所
弁護士 平岡 弘次
弁護士 井田 大輔

第 1 はじめに

平成 27 年 2 月 10 日開催の民法（債権関係）部会第 99 回会議において、「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」が決定され、同年 3 月 31 日に民法の一部を改正する法律案（以下、「改正民法」という。）及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（以下、「整備法」という。）が第 189 回通常国会に提出された。改正民法及び整備法は、当初、第 189 回通常国会での審議が予定されていたものの、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律等のいわゆる安全保障関連法案の審議等の関係で、審議未了のまま、第 189 回通常国会が閉会となり、その成立が見送られることとなった。もともと、改正民法及び整備法が、今秋以降の国会に改めて提出され、国会での審議を経て、改正民法及び整備法が成立した場合には、その成立後、一定の周知期間を経て、取引実務に改正民法の定めが適用されることとなる。

そこで、今回は、改正民法の定めのうち、消滅時効制度の改正を中心に主要な改正点である、消滅時効の起算点、時効期間の制度を中心に、改正の内容、注意点等について説明する。

第 2 消滅時効の起算点及び時効期間の改正について

【改正民法の内容】

（債権等の消滅時効）

第 166 条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から 5 年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から 10 年間行使しないとき。

※職業別短期消滅時効（民法 170 条～174 条）はすべて廃止となる。

（不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

第 724 条 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。
- 二 不法行為の時から20年間行使しないとき。

(人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

第724条の2 人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第1号の規定の適用については、同号中「3年間」とあるのは、「5年間」とする。

※条文番号は全て改正民法の定めによる。

1 消滅時効制度改正の意義

まずは、消滅時効制度にかかわる改正のうち、比較的影響の大きいと考えられる、今回の短期消滅時効制度の廃止、新たな消滅時効期間と起算点、除斥期間の廃止及び人身損害に関する特則の改正の意義について、述べる。

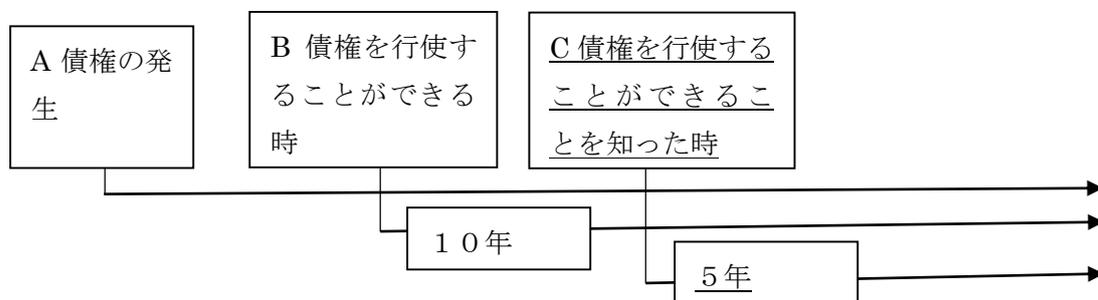
(1) 短期消滅時効制度の廃止

短期消滅時効を細分化して定める合理性に乏しく、実務的にもどの規定が適用されるのか不明確というのが改正の趣旨である(民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理111頁等を参照)。例えば、物の売買で発生する売掛金の場合、現行民法では、通常は短期消滅時効制度により2年の消滅時効にかかる規定されているところ、改正法施行後は、時効期間という点でいえば、「権利を行使することができることを知った時」(以下、「主観的起算点」という。)から5年又は「権利を行使することができる時」(以下、「客観的起算点」という。)から10年と長期化されることになる。

(2) 消滅時効期間と起算点の見直し

改正民法の消滅時効の起算点を図示すると以下のようにになると考えられる。以下の図のCの起算点の追加が重要な改正点である。

【改正後の消滅時効の起算点のイメージ図】



本改正の背景として、以下の点が指摘されている。すなわち、職業別の短期消滅時効を廃止する改正のみでは、現行法の下でその適用を受けている債権については、権利を行使することができる時から10年間又は5年間の時効期間が適用されることとなり(民法第166条第1

項・第167条第1項、商法第522条)、時効期間が著しく長期化するという懸念が生じることとなった。そこで、時効期間の単純化・統一化を図りつつ、長期化への懸念にも対応するためには、原則的な時効期間と起算点についてどのように考えるべきかが課題となった(民法(債権関係)の改正に関する中間試案の補足説明68~69頁)。

このような課題について検討した結果、上記のような見直しとなった理由としては、主観的起算点から5年とすることで、不当に債権者を害することもなく、極端に時効期間が長期化するという弊害も回避することができる一方、客観的起算点及び10年とすることで、いつまでも消滅時効が完成しないという事態も回避できる、という改正内容となったものである。

(3) 除斥期間の廃止

現行民法第724条後段の不法行為の時から20年という期間制限に関して、中断や停止の認められない除斥期間であるとした判例(最判平成元年12月21日民集43巻12号2209頁)とは異なり、同条後段も同条前段と同様に時効期間についての規律であることを明らかにするものである。上記判例のような立場に対して、被害者救済の観点から問題があるとの指摘があり、停止に関する規定の法意を援用して被害者の救済を図った判例(最判平成21年4月28日民集63巻4号853頁)も現れていることを考慮したものである(民法(債権関係)の改正に関する中間試案の補足説明75~76頁)。

(4) 人身損害の特則

改正民法724条の2をふまえて、不法行為と債務不履行の特則の消滅時効期間を整理すると以下のようにになると考えられる。これまで不法行為と債務不履行の相違点の一つとして、債務不履行の消滅時効期間が不法行為と比較して長いという点が挙げられてきたが、今後は、当該相違点は非人身損害のみに限られることになることに留意が必要である。

【改正民法の消滅時効期間の整理】

	不法行為	債務不履行
人身損害	民法724条の2を適用 主観的起算点+5年 客観的起算点+20年 ⇒現行法より主観的起算点では時効期間が長期化	民法166条を適用 主観的起算点+5年 客観的起算点+20年 ⇒現行法より主観的起算点では時効期間が短期化し、客観的起算点では時効期間が長期化したといえる
非人身損害	民法724条を適用 主観的起算点+3年 客観的起算点+20年	民法166条を適用 主観的起算点+5年 客観的起算点+10年

⇒現行法より主観的起算点では時効期間が短期化

生命・身体の侵害による損害賠償請求権について、被害者を特に保護する必要性が高いことから、債権の消滅時効における原則的な時効期間よりも長期の時効期間を設けるとするものである（民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明76～78頁）。

2 消滅時効制度の改正が及ぼす影響

次に1で述べた改正が取引実務に及ぼす影響について、検討する。

(1) 消滅時効期間及び起算点の改正のデメリット

ア 消滅時効期間及び起算点の改正のデメリットとこれに対する考察

まず、消滅時効期間及び起算点の改正が取引実務に及ぼす影響を考察する上で、法制審議会における、消滅時効期間及び起算点の改正に関する議論が参考となるので、紹介する（以下は、法制審議会民法（債権関係）部会第74回会議部会資料63・5頁の引用である。）。

「①主観的起算点の導入により、起算点をめぐる紛争が増加、時効期間の満了時期が不明確となり、時効の管理が困難となるなどの懸念が指摘されている。また、②職業別の短期消滅時効が適用されていない債権のうち、契約に基づく一般的な債権とは異なる配慮を要する不当利得返還請求権や安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権などの債権について、実質的に時効期間が短期化し、その債権者にとって不利益となることや、③主観的起算点の導入により、「権利を行使することができる時から」という起算点の解釈が現行法上の解釈よりも客観化し、柔軟な解釈がされなくなるおそれがあることなどの問題点も指摘されている。

もともと、上記①のような懸念は、一般的に妥当するのではなく、不当利得返還請求権や安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権など、債権の発生に際して債権者が債権発生の原因及び債務者を認識していない可能性がある債権に限られる。他方、そうであるならば、全ての債権を対象とする原則的な規律として主観的起算点を導入することが合理的といえるのかについても検討の必要性があるとも考えられる。

また、上記②の指摘に対しては、短期の時効期間については「債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時」という債権者の認識を考慮した起算点を導入しており、債権者が債権の存在を認識していない場合には、現状と同様に「権利を行使することができる時」から10年間の時効期間が適用されるのであるから、権利行使の機会は十分に確保されているとの反論が考えられる。

上記③の指摘に対しては、「権利を行使することができる時」という起算点の解釈につき、現実的な権利行使の期待可能性を考慮する判例の事案はやや特殊なものであることから、「債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時」という起算点からの時効期間を併用したとしても、必ずしも「権利を行使することができる時」の解釈に影響が及ぶわけではないとの反論が考え

られる。」

イ 取引実務に及ぼす影響への示唆

このような議論をふまえると、企業が通常取引を行う中で発生した債権については、「債権者が権利を行使することができることを知った時」が債権者にとっても債務者にとっても明らかであるため、主観的起算点の導入は、時効の起算点が不明確になるなどの紛争を引き起こす可能性は低いということが指摘できる。

(2) 人損と物損で時効期間が異なること

改正民法724条の2を前提とすると、不法行為に基づいて、人身損害と非人身損害の賠償を請求した場合、消滅時効の期間が異なることになる点に留意が必要である（法制審議会民法（債権関係）部会第79回会議議事録20頁・合田関係官の発言）。

(3) 「権利を行使することができることを知った時」の意義

ア 「権利を行使することができることを知った時」の一般論

「権利を行使することができることを知った時」とは具体的に、どのような場合を指すかも重要な問題であるが、この点は、民法724条前段の「損害及び加害者を知った時」の解釈が参考になると考えられ、この解釈もふまえると債権者が当該債権の発生と履行期の到来を現実に認識した時をいうと考えられる（法制審議会民法（債権関係）部会第88回会議部会資料78A・6～11頁）。

そこで、幾つかの例で消滅時効の起算点がどのようになるかを考察することとしたい。

イ 確定期限の定めのある債権

企業取引で発生する売掛金であれ、貸付金であれ、通常は、弁済期を確定期限として定めていることが多いと思われる。そこで、確定期限の定めのある債権について検討すると、債権者が債権の発生時に、確定期限が到来すれば権利行使ができることを認識しているのが通常であり、確定期限の到来によって現実的な権利行使が可能になることから、主観的起算点は期限の到来時となり、客観的起算点と一致することになると考えられる（法制審議会民法（債権関係）部会第88回会議部会資料78A・6～11頁）。

ただし、期限の利益喪失事由として、債務者が失踪した時、債務者が事業譲渡をした時など、債権者として当然に当該事由の発生を認識できるとは限らない事由を当然喪失事由として定めたような場合には、客観的に権利行使が可能となる時と消滅時効の起算点が異なる可能性があることに注意が必要である。

ウ 契約に基づく主たる債務の不履行による損害賠償請求権

次に、売買契約で定めた買主による目的物の引き渡し債務に代表されるような契約上の主たる債務の履行不能、履行遅滞を理由とした損害賠償請求権に関する主観的起算点は、本来の債務の履行を請求することができることを知った時になると考えられる（法制審議会民法（債権関係）部会第88回会議部会資料78A・6～11頁）。

エ その他

その他企業取引の過程では、安全配慮義務違反等の契約上付随的とされる義務の違反や不法行為等に基づく損害賠償責任が問題となる可能性がある。この点は、個別の事案毎の慎重な検討が必要となるため、一般論が述べづらいつものの、単に損害の発生という事実を知ったのみでは、一般人にとって、それが安全配慮義務に違反し、債務不履行に該当するかどうか、不法行為に該当するかどうかの判断が困難な場合もあり得ることから、主観的起算点は、これらの判断が可能な程度に事実を知ったといえるか、当該事案における債権者の具体的な権利行使の可能性を考慮して判断されるものと考えられる（法制審議会民法（債権関係）部会第88回会議部会資料78A・6～11頁）。

（4）人身損害の特則について

債務不履行の場合、時効期間が現状よりも短期化することとなるが、「権利を行使することができることを知った時」について、現実的な権利行使の可能性を考慮した柔軟な解釈がなされる場合には、被害者の保護には反しないこととなる。いずれにしても、改正後の裁判所の解釈に注意する必要がある。

3 改正後の消滅時効制度に伴って検討が必要な事項

1 および2で述べた消滅時効制度の改正に伴って、検討が必要となる事項について述べることとする。

（1）各企業において、消滅時効を管理するためのシステムやマニュアルを作成している場合には、上記の改正に伴って見直しが必要と考えられる。特に、債権の発生日【1】、法律行為の日【2】、権利行使が可能となった日【3】及び権利行使が可能となったことを知った日【4】を管理しておくことが、後述（5項）の経過規定とも相俟って重要になると考えられる。

（2）債務不履行（安全配慮義務事案等）、不法行為類型等では、主観的起算点がいつになるかが争いになる可能性があるため、当事者でやり取りしたメール、打合せの議事録、連絡文書などを保存しておくことが必要と考えられる。

4 他の法律の改正

次に民法の消滅時効の改正が民法以外の法律についてどのような影響を及ぼすのかについて述べる。

（1）商法522条の商事消滅時効は廃止されることとなった。これは、商法522条についてもその適用を受ける債権と受けない債権との差異を合理的に説明することが困難な事案が生じているためである（法制審議会民法（債権関係）部会第88回会議部会資料78A・12頁）。

¹ 債権の発生日が施行日前であれば、時効に関し改正前民法が適用される。

² 債権発生の原因である法律行為の日が施行日前であれば、時効に関し改正前民法が適用される。

³ 改正前民法における時効の起算点、改正民法における時効の客観的起算点（時効期間10年）となる。

⁴ 改正民法における時効の主観的起算点（時効期間5年）となる。

- (2) その他の関連法令の消滅時効の起算点について、主観的起算点の導入は見送りとなっている。
- (3) 他の法律で時効期間に関する実質的な改正がなされているものの詳細は、整備法を参照する必要があるが、代表的なものとして、製造物責任法を紹介する。従前は、製造業者等が当該製造物を引き渡した時から10年を経過したときの効果は、除斥期間と解されていたところを消滅時効とし、人身損害の場合の消滅時効の期間を5年にそれぞれ改めるもので民法の消滅時効制度の改正と平仄を合わせるものである。

製造物責任法

(消滅時効)

第5条 第3条に規定する損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から3年間行使しないとき。
- 二 その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から10年を経過したとき。

2 人の生命又は身体を侵害した場合における損害賠償の請求権の消滅時効についての前項第1号の規定の適用については、同号中「3年間」とあるのは、「5年間」とする。

3 第1項第2号の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

5 経過規定の問題

最後に消滅時効の経過規定の定めと、それに関連して生じる問題について検討する。

【改正民法附則の内容】

以下は、民法の一部を改正する法律案の附則である。

(時効に関する経過措置)

第10条

施行日前に債権が生じた場合（施行日以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。以下同じ。）におけるその債権の消滅時効の援用については、新法第145条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第147条に規定する時効の中断の事由又は旧法第158条から第161条までに規定する時効の停止の事由が生じた場合におけるこれらの事由の効力については、なお従前の例による。

3 新法第151条の規定は、施行日前に権利についての協議を行う旨の合意が書面でされた場合（その合意の内容を記録した電磁的記録（新法第151条第4項に規定する電磁的記録をいう。附則第33条第2項において同じ。）によってされた場合を含む。）におけるその合意については、適用しない。

4 施行日前に債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、なお従前の例に

よる。

(不法行為等に関する経過措置)

第35条

旧法第724条後段（旧法第934条第3項（旧法第936条第3項、第947条第3項、第950条第2項及び第957条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

2 新法第724条の2の規定は、不法行為による損害賠償請求権の旧法第724条前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

(1) 消滅時効の期間及び起算点に関する規定について

ア 原則としての債権の発生と施行日の比較

改正民法の時効に関する規定のうち、消滅時効の期間及び起算点に関する規定については、基本的には、施行日以後に債権が生じた場合について適用し、施行日前に債権が生じた場合についてはなお従前の例によることとしている。

施行日前に債権が生じた場合について改正民法の規定を適用すると、当事者（債権者及び債務者）の予測可能性を害し、多数の債権を有する債権者にとって債権管理上の支障を生ずるおそれもあること等によるものである（法制審議会民法（債権関係）部会第97回会議部会資料85・1～2頁）。

イ 例外としての不法行為に関する消滅時効

もっとも、不法行為に関しては、施行日前に不法行為による損害賠償請求権が生じた場合であっても施行日においてその損害賠償請求権に関する現行民法第724条後段の20年の期間が経過していないときは、改正民法の規定（20年の期間制限が消滅時効である旨を明示する規定）を適用することとしている。

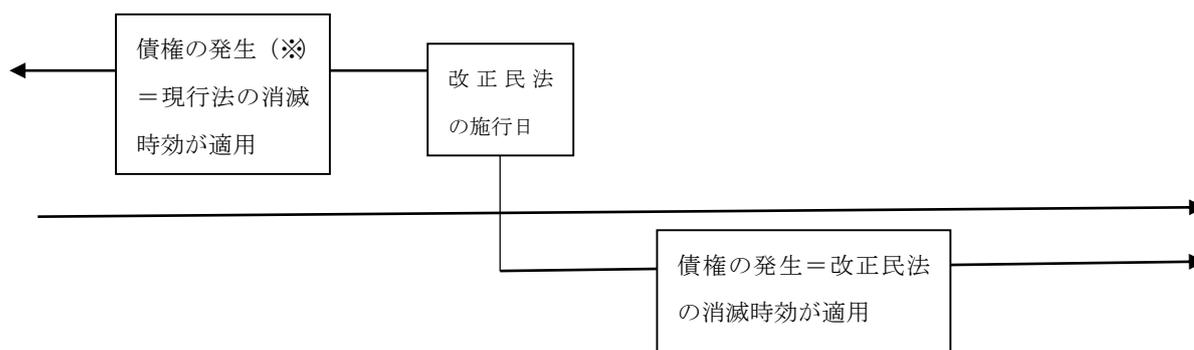
また、生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効に関しても、施行日前に不法行為による損害賠償請求権が生じた場合であっても施行日においてその損害賠償請求権に関する現行民法第724条前段の3年の期間が経過していないときは、改正民法の規定（3年の期間を5年に改める規定）を適用することとしている。

これらの経過措置は、不法行為による損害賠償請求権が契約関係にない者による権利又は利益の違法な侵害によって生ずる債権であるというその債権の特殊性を考慮したものであり、不法行為の加害者としては、施行日前に不法行為による損害賠償債務が生じた場合についてはその時点において通用している法令の規定（現行民法第724条）が適用されると考えるのが通常であるが、そのような期待は一般の債権ほどに保護の必要性が高いとはいえず、不法行為の被害者の保護を優先させる必要があることを根拠とする。ただし、施行日前に現行民法第724条の期間が既に経過している場合についてまで改正民法の規定を適用すると、法律関係の安定を著しく害する結果となることから、施行日において現

行民法第724条の期間が経過していない場合に限って適用するのが合理的であると考えられること等によるものである（法制審議会民法（債権関係）部会第97回会議部会資料85・1～2頁）。

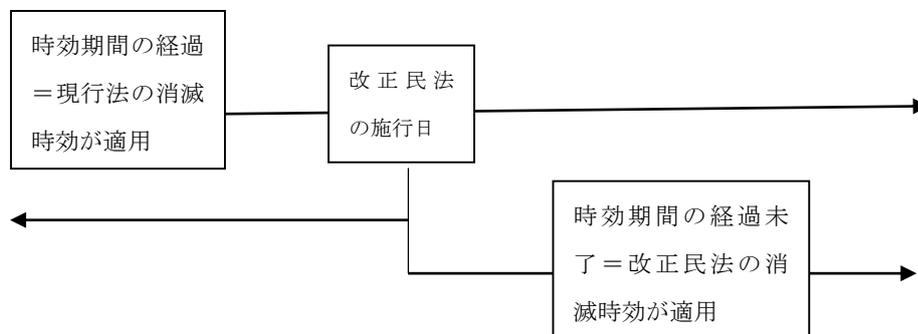
以上の点を図示すると以下ようになる。

【不法行為を除く消滅時効の適用に関するイメージ図】



※施行日以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。

【不法行為に関する消滅時効の適用に関するイメージ図】



(2) 幾つかの事例を前提にした検討

以上の附則の定めを前提として、幾つかのケースについて私見を述べることにしたい。

ア 基本契約と個別契約が別々の契約の場合等

基本契約が施行日前・個別契約が施行日後の場合は、債権は個別契約に基づいて発生するため、消滅時効は新法が適用されると解釈されるのではないかと。

施行日前の契約を施行日後に覚書等で修正した場合でも、債権自体の発生原因は、施行日前の契約である以上、現行法が適用されると解釈されるのではないかと。

イ 施行日前の停止条件付き法律行為の場合

施行日前の停止条件付き法律行為に基づき債権が施行日後に発生した場合には、現行法が適用されると解釈されるのではないかと。

ウ いわゆる過払金の場合

過払い金返還請求権（不当利得返還請求権）の発生原因である弁済【⁵】が施行日前になされている場合は、現行法が適用されると解釈されるのではないか。

弁済が施行日後になされている場合は、債権の発生原因が施行日後に生じている以上、改正民法を適用するという考え方と、金銭消費貸借契約が施行日前に締結されている場合には、原因である法律行為（金銭消費貸借契約）が施行日前になされたもの又はそれに準ずるものとして、現行法を適用するという考え方がある。前者の場合には、施行日後の弁済により発生した過払金の消滅時効は現行法より時効期間が短縮化されることに注意が必要である。

エ 施行日後に準消費貸借契約を締結した場合

施行日前の契約に基づいて発生した債権について、準消費貸借契約を締結した場合、あくまで、施行日後の準消費貸借契約に基づく貸付金が発生すると解される以上、改正民法が適用されると解釈されるのではないか。

⁵ 最一小判平成21年1月22日民集63巻1号247頁は、過払金充当合意を、履行期に関する合意又は権利行使の停止条件的なものと捉えており、過払金自体は、弁済時から発生するという理解を前提にしていると考えられる。

著者略歴

弁護士 平岡弘次

平成5年3月 早稲田大学法学部 卒業（奥島孝康ゼミ（会社法）所属）
平成9年4月 司法研修所 入所（司法修習期：51期）
平成11年4月 若林法律事務所入所（第一東京弁護士会入会）
平成15年4月 一番町綜合法律事務所入所
平成17年12月 日本債権回収株式会社入社
平成21年4月 弁護士法人ほくと綜合法律事務所にパートナーとして参画

主要取扱業務

法令等遵守（コンプライアンス）関連業務
商取引法務、契約法務、債権保全及び回収その他企業法務全般、市民法務全般

弁護士 井田大輔

平成17年3月 立教大学法学部 卒業
平成19年3月 中央大学法科大学院 修了
平成19年11月 司法研修所入所（司法修習期：新61期）
平成21年1月 さいたま地方裁判所判事補
平成22年3月 判事補退官
平成22年11月 第一中央法律事務所入所（第二東京弁護士会）
平成26年11月 弁護士法人ほくと綜合法律事務所入所

主要取扱業務

民事訴訟、倒産・事業再生分野、企業法務全般、市民法務全般

掲載日：2015年11月12日